

【経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2025（令和7年6月13日閣議決定）】

第2章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

（1）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の実行

（略）地域の人材育成と処遇改善については、在職者を含め、大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校においてアドバンスト・エッセンシャルワーカー※の育成に取り組む

（略）※デジタル技術等も活用して、現在よりも高い賃金を得るエッセンシャルワーカー

3. 「投資立国」及び「資産運用立国」による将来の賃金・所得の増加

（4）先端科学技術の推進

（略）イノベーションの持続的な創出に向け、国際卓越研究大学制度による世界最高水準の研究大学の創出を始め多様で厚みある研究大学群の形成に向けた取組を、効果検証しつつ進める（略）

科学技術人材の育成を強化する。成長分野における大学学部・高専学科の再編及び高専の新設、先端技術に対応した人材育成の高度化・国際化を始め、大学・高専・専門学校の機能を強化する。

（5）スタートアップへの支援

（略）高等専門学校における起業家教育やスタートアップの創出・成長を後押しする。（略）

第3章 中長期的に持続可能な経済社会の実現

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

（3）公教育の再生・研究活動の活性化

（質の高い公教育の再生）

（略）急激な少子化の進行や地域の人口・産業構造の変化を見据え、高等教育へのアクセスを確保しつつ国公私を通じた大学の連携、再編・統合による機能強化や縮小・撤退による規模の適正化を進めるとともに、教育の質の高度化を進める。高等教育費の負担軽減に向け、拡充された修学支援新制度や授業料後払い制度を着実に実施するとともに、民間資金を活用した支援の拡充など、必要な検討を進める。日本人海外留学生年間50万人・外国人留学生受入れ年間40万人目標の実現に向け、官民一体での支援策の戦略的活用に取り組む。

（研究の質を高める仕組みの構築）

研究時間の確保や生産性向上による基礎研究力の抜本的な強化に向け、科学技術政策全般のE B P Mを強化しつつ、教育・研究・ガバナンスの一体改革を推進する。物価上昇等も踏まえつつ運営費交付金や私学助成等の基盤的経費を確保する。（略）

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）】

V. 科学技術・イノベーション力の強化

3. 大学等の高度な研究・教育と戦略的投資の好循環の実現

⑤ガバナンス強化と一体となった基盤的経費・競争的研究費の確保

大学を始めとした研究機関の戦略を実現する柔軟な資金配分、人事給与マネジメント改革等の実施とあわせて、近年の物価・人件費の上昇等も踏まえつつ、科学のフロンティア開拓及び我が国の研究力強化のため、運営費交付金等の基盤的経費を確保する。また、科研費等の競争的研究費の充実を通じた研究力の一層の強化に取り組むべく、支援の在り方を検討する。

VI. 人への投資・多様な人材の活躍推進

2. 多様な人材の活躍推進

（6）留学モビリティの拡大、教育の国際化

我が国の成長をけん引する人材を育成するため、初等中等教育段階からの国際交流の促進、官民一体となった留学のための奨学金等の戦略的活用や、多様で優秀な外国人留学生の誘致及び国内定着に取り組む。加えて、留学モビリティ（日本人の派遣及び外国人留学生の受入れの一体的な推進）の拡大のため、多文化共修環境の構築や質保証を伴った大学間交流の強化に取り組む。

3. 産業人材育成プラン

①産学協働での地域毎の人材ニーズの明確化や人材育成の連携体制の整備

（略）都道府県等の地域ごとに、各地域における大学・高専等を中心とした産業人材育成の取組方針について、産学官金労等の関係者で議論・推進する「地域構想推進プラットフォーム」を構築し、地域の高校教育改革やリカレント教育等の取組との連携も含め、実効的な運営・取組促進を図る。

②各教育段階における産業人材の育成に向けた教育プログラムの充実

（略）高専・大学段階では、「成長分野をけん引する大学・高専の機能強化に向けた基金」による事業等を活用し、高専の新設等への支援や、寄附講座や共同研究等の実施も含め、企業からの資金提供や人材の派遣・交流等、産業界と連携した取組を促すことにより、成長分野への学部・学科の再編等を進める。半導体等の地域の産業ニーズ等を踏まえた技術領域に対応する産業人材を育成するため、高専教育の高度化を図るとともに、複数の大学・高専と産業界のネットワークをいかした人材育成を充実する。

③産業界から教育機関への資金提供・共同でのプログラム開発等の促進（略）

政策文書における高等教育関係の主な記載（抜粋）③

【地方創生2.0基本構想（令和7年6月13日閣議決定）】

3. 政策の5本柱

（3）人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

（略）政府関係機関の地方移転や、企業・大学の地方分散などに取り組むとともに、地方大学による人材育成機能の強化や、関係人口の創出に向け、都市と地方の新たな結びつき、人材の交流・循環・結びつきを促進する政策の強化、都市と地方の間や、地域の内外で人材をシェアする政策を進め、地方への新たな人の流れを創っていく。

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

③地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成 ii. 地方を担う人材の育成

（略）くわえて、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校及び養成校において、各地域の実情に応じたエッセンシャルワーカーや地域の担い手となる人材の養成を、関係機関と連携しながら進めるほか、大学等を核とした地域の産学官金等の連携基盤を整備する。

（3）人や企業の地方分散～産官学の地方移転、都市と地方の交流等による創生～

③地方における高等教育の充実

地域の産学官連携によって、若者にとって魅力的な地方大学の創出、デジタル分野を含む専門人材の育成等を促進するとともに、地方大学・産業創生法に基づく東京23区内の収容定員の増加抑制について、同法附則に基づき、2027年度末までに検討を行い、必要な措置を講ずる。

あわせて、国内留学の促進等、都市・地方間を含む大学間連携の強化を進める。また、各地域の高等教育へのアクセス確保に向け、大学等を核とした地域の産学官金等の連携基盤を整備するほか、各地域の実情に応じたエッセンシャルワーカーや地域経済の担い手となる人材の輩出等を担う地方私立大学の取組等に応じた重点的な支援を始め地域に不可欠な人材育成機能の強化や、高等専門学校の地域ニーズに即した改組・新設等への支援を推進する。

（4）新時代のインフラ整備とA I・デジタルなどの新技術の徹底活用

③デジタル技術の利活用に向けた環境整備

i. 地域におけるデジタル人材の育成・確保の推進

（略）大学や高等専門学校、高等学校などでの産業界等との連携強化、地方大学も含めたデジタル分野の学部再編等の支援、地方での職業訓練や能力開発におけるデジタル分野での重点化などに取り組む。（略）